**日田市創業支援等事業計画について**

１.日田市創業支援等事業計画とは

日田市では、地域の創業を促進するため、国の法律（産業競争力強化法）に基づき、「日田市創業支援等事業計画」を策定し、国による認定を受けています。

本計画に基づき、創業支援等事業者（創業・中小企業支援機関、金融機関等）と連携して、**創業相談窓口の設置や創業セミナー等の支援事業を実施しています。**

２.支援対象者

**創業者（創業希望者、創業後5年未満の者）**

３.特定創業支援等事業

本計画内の支援事業の内、市と創業支援等事業者が連携して創業者に対して行う「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく継続的な相談、セミナー等については「特定創業支援等事業」と位置づけられており、特定創業支援等事業を受け、本市が発行する「特定創業支援等事業」により支援を受けたことの証明書の交付を受けた創業者には、**国の優遇措置があります。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 創業支援等事業者 | 特定創業支援事業 | お問い合わせ先 |
| 日田商工会議所 | 相談対応創業支援セミナー | 0973-22-3184 |
| 日田地区商工会 | 相談対応創業支援セミナー | 0973-57-2976 |
| 日本政策金融公庫（別府支店） | 事業計画、資金計画支援融資相談 | 0570-09-5765 |
| 大分銀行 | 相談対応 | 0973-23-2101 |
| 福岡銀行 | 相談対応 | 0973-24-4111 |
| 筑邦銀行 | 相談対応 | 0973-24-3171 |
| 西日本シティ銀行 | 相談対応 | 0973-23-3194 |
| 豊和銀行 | 相談対応 | 0973-22-5121 |
| 日田信用金庫 | 相談対応 | 0973-23-3177 |
| 大分県信用組合 | 相談対応 | 0973-22-6121 |
| 大分県（経営創造・金融課） | 創業準備ロングランセミナー（おおいたスタートアップセンター） | 097-534-2755 |

４.国の優遇措置とは

①日田市内で会社※１を設立する場合の登録免許税が軽減※2

※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社、合同会社の場合

　　　登録免許税は通常、資本金の0.7％→0.35％

　　　株式会社の最低税額：15万円の場合→7.5万円（半額）

　　　合同会社の最低税額： 6万円の場合→ 3万円（半額）

②創業関連保証の特例

　無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能に

（通常、個人の場合1か月前、法人２か月前から）

③日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸与利率の引き下げ

　本資金の貸与利率の引き下げの対象となり、通常よりも低い貸与利率での同資金の利用が可能になります。

５.問い合わせ先及び証明書発行窓口

日田市商工観光部　商工労政課　経営創業支援係（日田市役所庁舎３階）

郵便877-8601　日田市田島2丁目6-1　ＴＥＬ：0973-22-8227